平成２４年（フ）第３３５２号
大阪市生野区巽東３丁目13番14号　シェルウィング203号室
債務者　田巻　俊一
1　決定年月日時　平成24年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３６８７号
大阪市大正区泉尾３丁目８番14号　明日香第２ビル501号
債務者　北垣外善勝
1　決定年月日時　平成24年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３７０９号
大阪府吹田市南吹田２丁目10番11号
債務者　大杉美智子
1　決定年月日時　平成24年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３７２４号
大阪市生野区小路１丁目22番４号
債務者　中納　弘宣
1　決定年月日時　平成24年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３７２７号
大阪市旭区高殿６丁目22番26―212号
債務者　上畠三枝子
1　決定年月日時　平成24年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４０９８号
大阪府交野市星田山手３丁目５番１号、前住所大阪市都島区都島南通２丁目12番22号
債務者　喜多嶋眞司
1　決定年月日時　平成24年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４２６１号
大阪市浪速区桜川４丁目12番26―710号
債務者　冨田　昌宏
1　決定年月日時　平成24年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４２６６号
大阪府寝屋川市豊里町７番10号
債務者　原口　　稔
1　決定年月日時　平成24年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４３１７号
大阪市淀川区木川西１丁目13番28号
債務者　山田　栄子
1　決定年月日時　平成24年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４３８５号
大阪市阿倍野区昭和町１丁目２番４号　文の里初音ビル201号
債務者　藤本麻耶子
1　決定年月日時　平成24年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４４０３号
大阪市平野区平野南３丁目９番３―803号
債務者　徳田ひとみ
1　決定年月日時　平成24年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４４２８号
大阪市阿倍野区桃ヶ池町１丁目12番21号　桃ヶ池ハイツ102号
債務者　植村　　円
1　決定年月日時　平成24年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４４３６号
大阪市東淀川区大桐４丁目３番24号
債務者　中村日出男
1　決定年月日時　平成24年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４４９１号
大阪市住之江区粉浜３丁目13番９―213号
債務者　浅野　圭子（旧姓石原）
1　決定年月日時　平成24年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４５７８号
大阪府枚方市枚方元町４番75号
債務者　本田　従道
1　決定年月日時　平成24年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４６２１号
大阪市城東区永田４丁目５番５号
債務者　北村夏江こと　金　　夏江
1　決定年月日時　平成24年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５２号
山形県鶴岡市黒川字三礎林406番地
債務者　栗田　宏美
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで　山形地方裁判所鶴岡支部